

# 令和6年度主な税制改正要望の概要

令和5年8月 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 目 次

- 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し・・・・・・・・・・ 3
- 改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等・・・・ 4
- 知的財産から生じる所得に係る優遇措置（イノベーションボックス税制）の創設・・・・ 5
- 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ・・・・ 6
- 雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 交際費課税の特例措置の拡充・延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置・・・・・・・・・・ 9
- こども未来戦略方針に基づく支援金制度（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置・・・・ 10

## 1 現状

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、民間医療機関を含めて地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、税負担の無い公立・公的医療機関のみならず、民間医療機関にも再編が求められている中、税負担において可能な限り公平性を確保することが必要である。

## 2 要望等

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物に対する不動産取得税の課税標準の軽減措置について、適用期限を2年延長する。

### 【措置内容】

○**不動産取得税**の課税標準の軽減措置の適用期限を**令和8年3月31日まで**とする。

#### <参考>

【登録免許税】 ※令和3年度創設（令和5年3月31日まで） ※ 令和8年3月31日まで延長

土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）

建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

【不動産取得税】 ※令和4年度創設（令和6年3月31日まで）

課税標準について価格の2分の1を控除

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

【医療・介護制度改革】(ii)医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。…（略）…民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。

# 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し

(法人税、法人住民税、事業税、事業所税) (農水省との共同要望)

## 1 現状

- ・厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という）が行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しない取扱いとなっている。その要件の一つとして、全病床に占める有償病床（差額ベッド）の割合を30%以下とすることが課されている。
- ・新型コロナウイルス感染症の入院患者の受入れに当たって、厚生連では、院内感染対策の観点から個室での療養を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大時は個室が不足し、やむなく多床病室を個室として使用することとなり、絶対的な病床数の減少により一般患者の受入れに影響が出るといった実態があった。
- ・このような中、令和4年12月9日に公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」による改正後の感染症法では、都道府県と医療機関の協定の仕組みが創設され、厚生連を含めた公的医療機関等については、感染症発生・まん延時において医療の提供に関して講ずべき措置（病床の確保等）を義務づけられることとされた。
- ・一般的に個室が多いとゾーニング等も容易であり、院内感染対策として優れていることから、厚生連が感染対策上必要な個室を整備する上で、差額ベッド割合に関する要件が障壁とならないよう見直す必要がある。

## 2 要望等

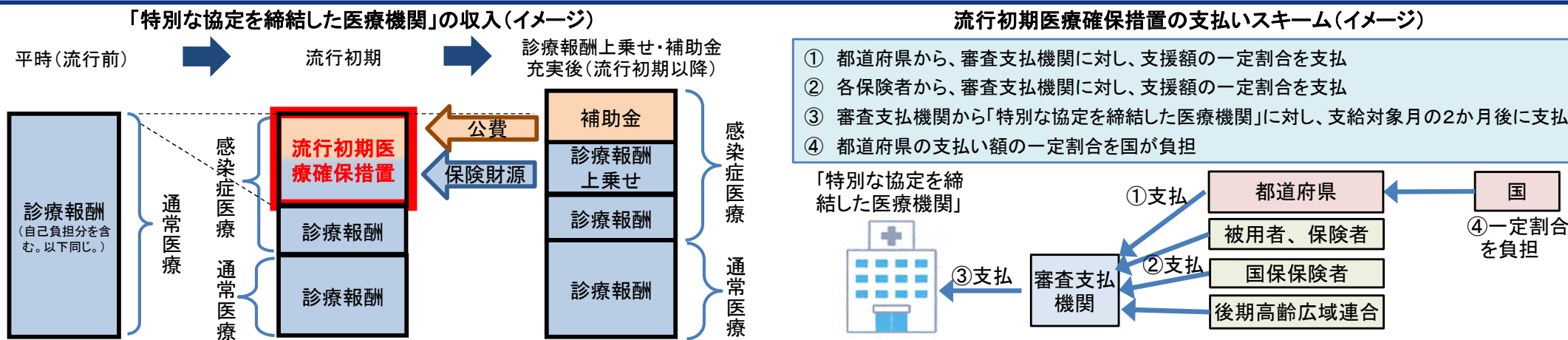
- ・改正感染症法に基づき、病床確保に係る一定の取組みを行う厚生連については、現在の差額ベッド割合に係る要件（30%以下）を、他の公的医療機関等と同様の差額ベッド割合（50%以下）で運用できるよう見直しを行う。

# 改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等

(所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税、地方消費税)

## 1 現状

- 今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、令和4年12月9日に公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」において、補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間、病床確保と発熱外来に関して初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について、感染症流行前の同月と同水準の収入を保証する措置（以下「流行初期医療確保措置」という。）を規定した。



## 2 要望等

- 医療機関が行う社会保険診療による収入は各税目で取扱が決まっている。流行初期医療確保措置による収入は、社会保険診療による収入の実績に基づいて算定されることや、診療報酬と同様に保険料（保険者の負担）と公費によって賄われていることから、実質的に社会保険診療による収入の代替となるため、税制上で同様に扱うことを要望し、事業税については非課税としたい。
- 社会保険診療報酬支払基金等が流行初期医療確保措置に係る審査や支払に関して作成した文書の印紙税について、診療報酬と同様に非課税としたい。

関係する主な税制上の取扱	主な税目	関係条文	概要
社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置	事業税	地方税法第72条の23、第72条の49の12	社会保険診療の高い公共性を鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税が非課税とされている。
社会医療法人等の収入要件	法人税	医療法施行規則第30条の35の3等	公益性の高い医療等を一定規模以上行わせることを目的に、「社会保険診療に係る収入金額等（自由診療等の金額を除く。）の合計額が全収入金額に対して100分の80以上であること。」等が要件。
支払基金の源泉徴収義務	所得税	所得税法第204条	社会保険診療報酬支払基金が個人開業医に診療報酬を支払う際は所得税を源泉徴収する。
支払基金・国保連合会の作成文書の非課税措置	印紙税	印紙税法第5条第1項第3号、同法別表第3	社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会が作成した診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書は印紙税が非課税とされている。

# 知的財産から生じる所得に係る優遇措置（イノベーションボックス税制）の創設 （法人税、法人住民税）（経産省、内閣府、農水省と共同要望）

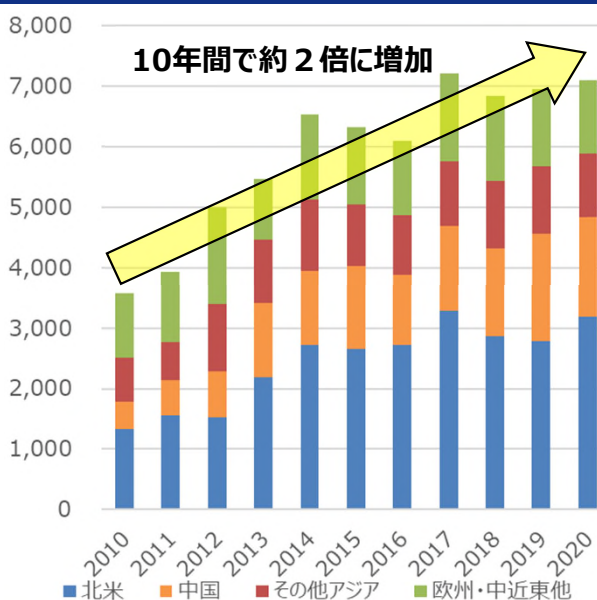
## 1 現状

- 特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用する制度である、いわゆるイノベーションボックス税制は欧米にはじまり、近年ではアジアにおいても導入が進んでいる。
- このように海外の主要国が自国のイノベーション拠点としての立地競争力を高める中、日本企業の海外への研究開発投資・M&Aによる海外企業買収は増加傾向にある一方で、国内での研究開発投資は伸び悩んでいる。

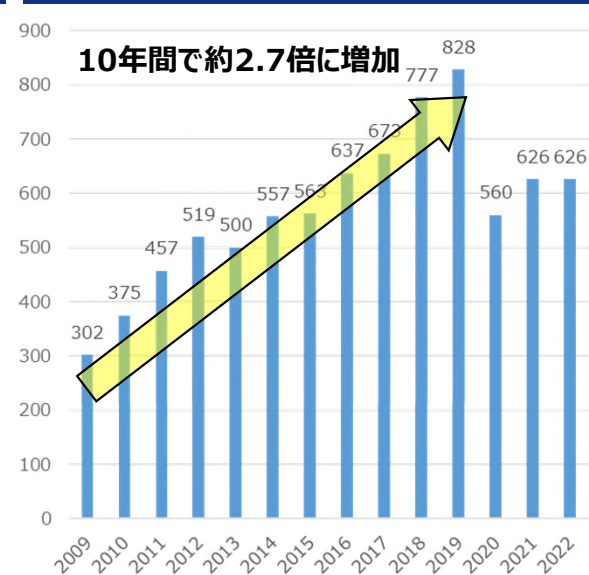
各国のイノベーションボックス税制の導入状況

※国名の隣はイノベーションボックス税制が導入された時点を記載	イノベーションボックス税制				法人税率
	対象資産			税率	
	特許	ソフトウェア	その他		
フランス（2001）	○	○	-	10%	25.0%
ベルギー（2007）	○	○	-	3.75%	25.0%
オランダ（2007）	○	○	○	9%	25.8%
中国（2008）	○	-	-	15%	25.0%
スイス（2011）	○	○	-	最大90%減税	14.87%
イギリス（2013）	○	-	-	10%	25.0%
韓国※（2014）	○	-	○	7.5or18.75%	25.0%
イタリア（2015）	○	○	-	13.91%	24.0%
インド（2017）	○	-	-	10%	25.17%
シンガポール（2018）	○	○	-	5or10%	17%
香港（2024目標）	検討中				16.5%
オーストラリア（検討中）	○	-	-	17%	30%

海外への研究開発投資額の推移（製造業）



M&Aによる海外企業買収件数推移



## 2 要望等

- 研究開発の成果として生まれた**知的財産からの所得に着目したインセンティブ**を設け、**我が国における研究開発を促進**することを目的として、特許等の知的財産から生じる所得（ライセンス所得等）に優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）を創設する。

※ 適格支出 = 国内で自ら行った研究開発の費用

＜税額の算出イメージ＞ 税額 = 制度対象所得 × 優遇税率

制度対象所得 = 知財から生じる全所得 ×

知財開発のための適格支出

知財開発のための支出総額 5

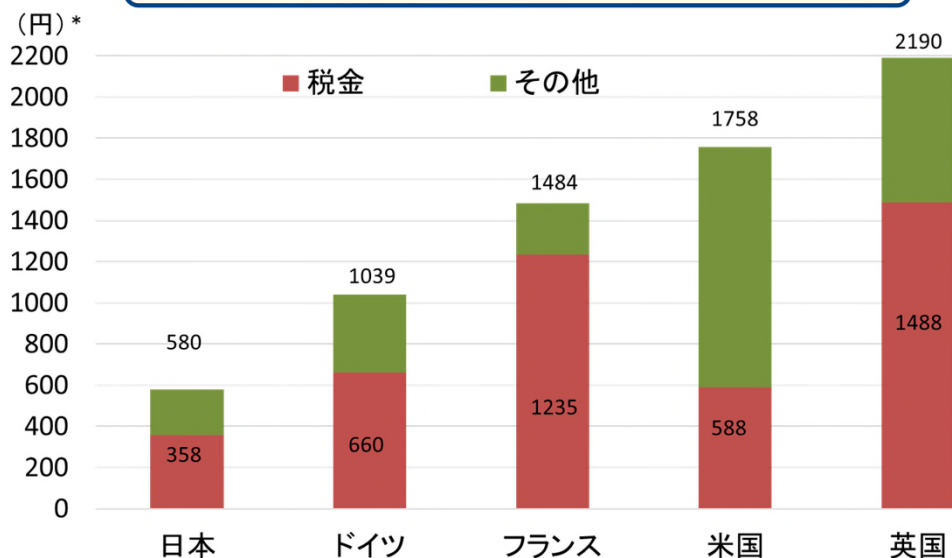
# 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引き上げ

(たばこ税、地方たばこ税)

## 1 現状

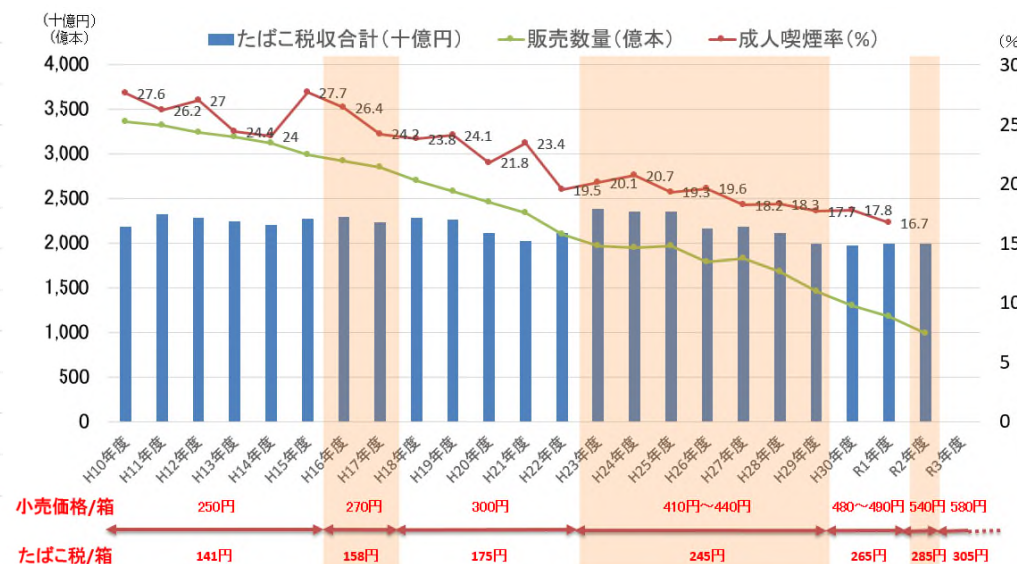
- 喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかとなっているが、**日本における喫煙率は16.7%**といまだ高い状況にあり（令和元年）、その消費の抑制を図る必要がある。
- 平成30年度税制改正による**たばこ税の段階的見直しは、令和4年10月で完了**している。
- 日本における**たばこ1箱あたりの販売価格や税額は、諸外国と比較して低い**。
- 増税することで、**喫煙率が下がる一方、たばこに係る税収は安定的に推移（約2兆円）**している。

諸外国のたばこの税と販売価格（1箱あたり）



\* 米国はN Y州の価格を用いた  
 \* 日本、米国は2023年現在の価格、その他の国はWHO Report on the Global Tobacco Epidemic 2021より引用。  
 \* 日本円に換算した価格（2023年4月28日の為替レート）

喫煙率とたばこ税収・販売本数の推移



出典：喫煙率：厚生労働省国民健康・栄養調査、たばこ税収：財務省、総務省

## 2 要望等

- 国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制することを目的として、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引き上げを要望する。

# 雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定) (財務省、総務省と共同要望)

## 1 現状

- ◆ 雇用保険制度においては、失業等給付及び育児休業給付（以下「失業等給付等」という。）は全て非課税となっているが、失業等給付等について所要の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。

### 雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

#### 第11条（受給権の保護）

失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

#### 第12条（公課の禁止）

租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

#### 第61条の6（育児休業給付）第2項

第十条の三から第十二条までの規定は、育児休業給付について準用する。

- ◆ その他関連する制度改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。
- ◆ 雇用保険制度に関し、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）等において、育児休業給付の給付率の引き上げ、育児時短就業給付（仮称）の創設、失業給付（基本手当）の給付制限の見直し、雇用保険の適用拡大、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設等が盛り込まれたところ。
- ◆ また、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする暫定措置等が令和6年度末で終了することから、こうした時限措置の取扱いも含め、雇用保険制度の在り方について、今後労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討することとしている。

## 2 要望等

雇用保険制度等の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、**検討結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。**



# 交際費課税の特例措置の拡充・延長

(法人税、法人住民税、事業税) (特例措置②の適用期限の延長は中企庁と共同要望)

## 1 現状

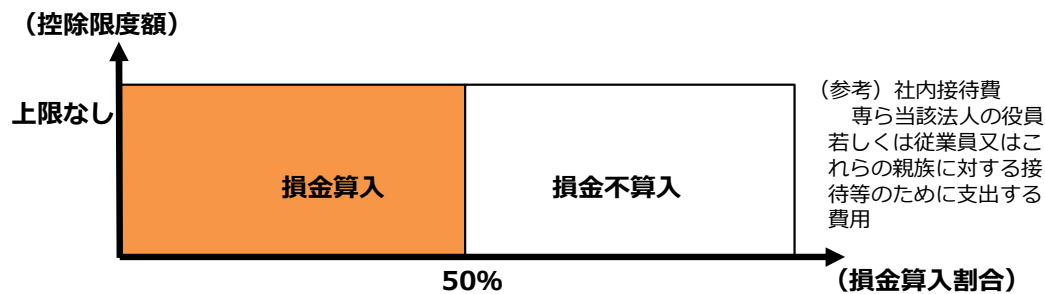
○ 租税特別措置法上、交際費等(※)については、損金不算入が原則。

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。

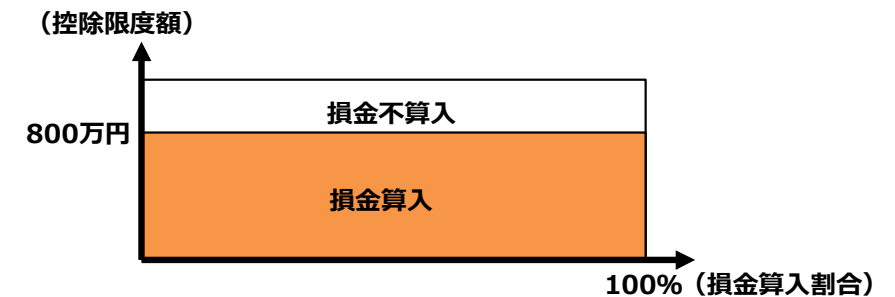
○ 1人あたり5,000円以下の飲食費は、「交際費等」から除外(損金算入可)

○ 消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置①、②が設けられている。※中小企業については、①、②のいずれかを選択。

① 飲食費(社内接待費を除く)の50%を損金算入できる特例措置  
〔中小企業・大企業(資本金の額等が100億円以下)〕



② 交際費等を800万円までは全額損金算入できる特例措置  
〔中小企業のみ〕



## 2 要望等

- ・ 物価の動向等を受け、飲食を伴う企業活動について、**交際費等とならずに損金算入可能な飲食費の上限(1人あたり5,000円以下)**の下での実施が困難となってきたことを踏まえ、**当該上限を引き上げる。**
- ・ 上記1の特例措置について、その適用期限を**2年延長する。**

<参考> (日本商工会議所「令和4年度税制改正等に関するアンケート調査」結果)

【交際費を支出する目的】

- ・ 「既存の取引先との良好な関係構築による取引維持のため」が72.0%、「既存の取引先との良好な関係によるさらなる取引拡大のため」が70.9%となっており、企業間の活動において交際費の必要性が考えられる。

【交際費の課税特例について見直すべき点】

- ・ 「**損金算入可能な飲食費の上限(1人あたり5,000円以下)の引き上げ**」が61.2%、次いで「**損金算入可能な飲食費総額の割合(50%)の引き上げ**」が17.4%となっている。

## 1 現状

- 医師等の国家資格では、免許保有者の籍簿を備え、免許に関する事項を登録することとされている。また、登録事項に変更があった場合、資格保有者は、資格管理者に対して、変更申請を行うこととされている。
- 令和6年度中に運用開始予定の「国家資格等情報連携・活用システム」では、住基ネット及びマイナンバーによる情報連携により、資格管理者は、登録事項に対応する資格保有者の氏名・生年月日・住所・性別及び本籍地を入手できることとなる。
- そのため、今後、所要の法令改正を経て、**籍簿の登録事項に変更があった場合に、資格保有者本人からの変更申請を契機とせず**に、資格管理者が職権で登録事項を変更できるようになる予定。
- 登録免許税法では、法令の規定により国の行政機関に備える名簿の登録事項について変更の登録を行う際に、登録免許税がかかる資格があるところ(※)、**資格管理者が職権で登録事項を変更する場合には資格保有者による変更申請を伴わないこととなるため**、職権変更を行った場合の登録免許税について**税制上の所要の措置を講じる必要**がある。

(※)

- 「国家資格等情報連携・活用システム」を活用予定の資格のうち、登録事項の変更登録の際に登録免許税がかかる厚労省所管の資格は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、衛生検査技師、理容師、美容師の24資格。  
(衛生検査技師について新規免許交付は行われていないが、「臨床検査技師等に関する法律施行令」において登録事項の変更について定めている)

## 2 要望等

- 資格保有者の登録事項に変更があったときに、「国家資格等情報連携・活用システム」において、資格管理者が職権で登録事項を変更した場合、上記1の24資格の登録事項の変更の登録の際にかかる登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずる。

## 1 現状

- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、こどもに係る支援金制度（仮称）を創設することとされているところ。
- その詳細については年末までに結論を出すこととされており、当該制度の創設に当たって所要の措置を講ずる必要がある。

### <参考>

「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）（抄）

#### Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保 （財源の基本骨格）

- ③ ①の歳出改革等による財源確保、②の経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> 支援金制度（仮称）については、以下の点を含め、検討する。

- 現行制度において育児休業給付や児童手当等は社会保険料や子ども・子育て拠出金を財源の一部としていることを踏まえ、公費と併せ、「加速化プラン」における関連する給付の政策強化を可能とする水準とすること。
- 労使を含めた国民各層及び公費で負担することとし、その賦課・徴収方法については、賦課上限の在り方や賦課対象、低所得者に対する配慮措置を含め、負担能力に応じた公平な負担とすることを検討し、全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること。

## 2 要望等

- 支援金制度（仮称）について、「こども未来戦略方針」において、「全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること」とされていることから、創設に当たって所要の措置を講ずる。